令　和　５　年

奥州金ケ崎行政事務組合議会会議録

第１回定例会　２月３日招集

奥州金ケ崎行政事務組合議会

令 和 5 年 第 1 回

奥州金ケ崎行政事務組合議会

定 例 会 会 議 録

令和５年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第１号

令和５年２月３日（金）午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
第５　令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
第６　一般質問
第７　議案第１号　奥州金ケ崎行政事務組合個人情報の保護に関する条例の制定について
第８　議案第２号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
第９　議案第３号　奥州金ケ崎行政事務組合行政不服審査会条例の一部改正について
第10　議案第４号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例及び奥州金ケ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
第11　議案第５号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について
第12　議案第６号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第13　議案第７号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
第14　議案第８号　財産の取得に関し議決を求めることについて
第15　議案第９号　財産の取得に関し議決を求めることについて
第16　議案第10号　令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第３号）
第17　議案第11号　令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第２号）
第18　議案第12号　令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
第19　議案第13号　令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）

第５　令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
第６　一般質問
第７　議案第１号　奥州金ケ崎行政事務組合個人情報の保護に関する条例の制定について
第８　議案第２号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
第９　議案第３号　奥州金ケ崎行政事務組合行政不服審査会条例の一部改正について
第10　議案第４号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例及び奥州金ケ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
第11　議案第５号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について
第12　議案第６号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第13　議案第７号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
第14　議案第８号　財産の取得に関し議決を求めることについて
第15　議案第９号　財産の取得に関し議決を求めることについて
第16　議案第10号　令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第３号）
第17　議案第11号　令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第２号）
第18　議案第12号　令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
第19　議案第13号　令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

出席議員（13名）

議　長　中西秀俊君
１　番　佐藤美雪君
２　番　菅野　至君
３　番　佐藤正典君
４　番　高橋藤宗君
５　番　及川春樹君
６　番　千葉和彦君
７　番　高橋　浩君
８　番　千葉康弘君
９　番　瀬川貞清君
10　番　有住　修君
11　番　阿部加代子君
12　番　青木俊悦君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

欠席議員（なし）

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

説明のための出席者

管理者	奥州市長	倉成　淳君
副管理者	金ケ崎町長	髙橋寛寿君
副管理者	奥州市副市長	小野寺隆夫君
監査委員		鈴木龍司君
事務局長		千田淳一君
事務局次長	兼施設管理課長	菅原　優君
会計管理者	兼企画総務課長	阿部奉文君
消防長		千葉典弘君
消防次長	兼消防総務課長	志和　純君
消防救急課長		小原洋一郎君
予防課長		北條芳文君
水沢消防署長		高橋洋男君
江刺消防署長		平塚　孝君
消防救急課主幹	兼通信指令室長	千田恭一君
企画総務課	課長補佐	藤原丈司君
施設管理課	課長補佐	松田好正君
施設管理課	課長補佐	馬場　隆君
水質管理課	課長補佐	菅原敏幸君
消防総務課	課長補佐	小野寺　卓君
企画総務課	財政係長	小山美奈子君
企画総務課	介護医療係長	鈴木伸司君
企画総務課	財政係主任	及川知良君
企画総務課	企画総務係主任	本明達也君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

議　　事

午前10時　　開議

○議長（中西秀俊君）　これより令和５年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、遅参通告者は９番瀬川貞清議員であります。

本日の会議は議事日程第１号をもって進めます。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、７番高橋浩議員、８番千葉康弘議員の２名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りといたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等13件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第４、令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）を行います。

管理者より発言の許可を求められておりますので、これを許可いたします。倉成管理者。

〔管理者倉成淳君登壇〕

○管理者（倉成淳君）　本日ここに、令和５年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会の開会に当たり、令和５年度の行政運営の基本方針及び主要な施策について所信の一端を申し上げます。

当組合は、生活環境の保全並びに住民の安全・安心の確保等、奥州市及び金ケ崎町の住民生活にとって欠くことのできない業務を担っており、その果たすべき役割及び責任を踏まえ、鋭意努力してまいります。

議員各位並びに地域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和５年度は、老朽化が進んでいるし尿処理施設の整備に係る検討や、県内10消防本部による指令業務の共同運用に向けて取り組むとともに、定員管理計画、財政計画及び消防力整備計画を基本とし、「介護医療」、「胆江地区衛生センター」、「消防」、「広域水道」の４つの分野において、取組を進めます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、収束の見通しが立たない状況にありますが、当組合におきましては、国及び県の今後の動向を把握した上で、引き続き感染防止対策を徹底し、各施設利用者などの安全確保、組合業務の執行継続に万全を期してまいります。

初めに、「介護医療」では、適正な介護認定審査の運営による構成市町への円滑な業務支援と、休日・夜間診療所の運営を通じた初期医療の確保を図ってまいります。

介護認定審査判定業務につきましては、介護サービスを必要とする方々及びそのご家族の日常生活を支えていけるよう、構成市町と連携を図りながら、適正かつ迅速な審査判定業務に努めてまいります。

診療所の運営につきましては、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を加味した診療体制を求められますが、胆江医療圏における休日、夜間の初期医療の確保のため、引き続き奥州医師会のご協力をいただきながら、安定的な運営に努めてまいります。

次に、「胆江地区衛生センター」では、各施設の維持補修を着実に進め、将来にわたって快適な暮らしを支える基盤を確かなものとしてまいります。

ごみ焼却施設につきましては、基幹的設備改良工事において新たに設置しました発電設備も含め、安全で安心な施設としての維持管理に努め、さらには効率的な運営を図ってまいります。

し尿処理施設につきましては、現施設が供用開始から24年経過しており、経年劣化が進行しております。現施設の適正な維持管理に努めながら、次期施設整備に係る方向性の検討は、一般廃棄物処理施設整備検討委員会において慎重に検討してまいります。

最終処分につきましては、焼却灰等に含まれる放射性物質の溶出防止を図るため、ベントナイト系遮水シート等を用いながら引き続き施設の安全確保に努めてまいります。

また、最終処分場の埋立地が令和３年度末をもって、50％の埋立て進捗状況となっていることから、現在の最終処分場の延命化、次期最終処分場の整備に向け、調査・検討を進めてまいります。

広域火葬場及び広域交流センターにつきましては、施設管理受託者との意思疎通を図り、適切な施設の維持管理を行うとともに、新型コロナウイルス感染防止策を徹底し、住民の皆様が安心してご利用いただける施設の運営に努めてまいります。

なお、広域交流センターにつきましては、設備機器の老朽化が著しいことから、ごみ焼却施設の供用期間に合わせた、設備機器の更新を進めてまいります。

次に、「消防」では、引き続き消防力の維持向上を図り、住民の安全・安心な暮らしを支え

てまいります。

予防業務につきましては、一般住宅火災における死者の発生をなくすため、火災予防条例で定める住宅用火災警報器の適正な設置を促し、より実効性のあるものとなるよう、周知徹底を図ってまいります。

また、防災対象物及び危険物施設の計画的な査察の実施により、法令遵守が図られるよう指導を徹底し、火災や事故の未然防止に努めてまいります。

さらには、火災予防分野の各種手続における電子申請の導入に取り組み、申請者の利便性の向上を図ってまいります。

救急業務につきましては、令和４年度に整備した分娩及び新生児訓練資機材を用いた訓練や研修を継続的に実施し、周産期救急に万全を期してまいります。

また、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練では、開催県として土砂災害救助救出訓練を企画運営し、訓練に参加することにより災害対応能力の向上を図ります。

消防車両及び防災拠点の整備につきましては、「消防力整備計画」に基づき、消防車両３台を更新するとともに、水沢消防署の外壁補修工事実施設計及び給排水設備更新工事を行い、庁舎の延命化を図ってまいります。

県内10消防本部による指令業務の共同運用につきましては、令和８年度からの運用開始に向け、令和５年度中に実施設計業務を完了し事業を推進してまいります。

次に、「広域水道」では、最終的な将来水量の展望を構成市町から示されたことで、水道用水供給事業の中長期的な経営見通しを立てました。

水道施設の適切な維持管理を図り、経営努力を重ね、良質な水の安定供給に努めてまいります。

以上、令和５年度の組合運営の基本方針と主要な施策について申し述べました。

当組合の業務は、構成市町の分担金で賄われており、負担すべき構成市町は、急速に進む高齢化と人口減少等により依然として予断を許さない財政状況にあり、加えて新型コロナウイルス感染症への対応など取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

安全で安心な業務を安定的に継続することが重要であることから、行財政改革に取り組んでいる構成市町と歩調を一にして、住民の期待と信頼に応えるべく、経費の効率性を上げられるよう力を尽くして取り組んでまいります。

議員各位並びに構成市町の住民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、令和５年度施政方針といたします。

○議長（中西秀俊君）　暫時休憩いたします。

午前10時12分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午前10時13分　再開

○議長（中西秀俊君）　再開いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第５、令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問を行います。

それでは、順次質問を許します。

７番高橋浩議員。

○７番（高橋浩君）　７番高橋浩です。私は、し尿処理施設次期整備計画の方向性等について２点質問をいたします。

経年劣化による設備に係る方向性の検討を一般廃棄物処理施設整備検討委員会において検討を進めるとのお話でございました。昨今このような社会情勢の中で、肥料の原料を輸入に頼っている日本にとっては非常に大きな問題となっている中、汚泥肥料の活用が注目されているところでございます。

汚泥肥料の関係につきましては、同僚の千葉議員が度々質問されているところではございますが、私もあえて今回このような演述に対して触れられましたので、ご所見をお伺いしたいと思います。

このように注目される汚泥肥料ですが、九州の佐賀市では余剰の汚泥肥料を焼却処分しておりましたが、施設の老朽化で改修に合わせまして、昔に帰る未来型環境都市を目指し、製造過程での臭気対策を徹底し、無人販売等でセルフ方式を取りながら格安で販売している実績もございます。当市におかれましても、このような汚泥肥料の販売、無料配布を実施しているところですが、さらなる配布を期待するところでございます。

そこで２点質問いたします。整備計画等のタイムスケジュールがもしあるのであれば、ご紹介をお願いします。

２点目として、汚泥肥料の多角的活用、例えば販売までいかなくても、販売等を農協等にも依頼するとか、何かしら多角的な活用を視野に入れた設備の改修計画を考えているかどうかお尋ねをいたします。

○議長（中西秀俊君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　ただいまの高橋浩議員のご質問にお答えいたします。

最初に、整備計画等のタイムスケジュールについてでございます。現施設が供用開始から24年経過しており、経年劣化による緊急修繕の対応を含め、その維持費に年々経費の増嵩が見られてございます。どのような形であれ、次期し尿処理施設が稼働するまでには一定の年数が見込まれることから、その整備方針を整理する目的で一般廃棄物処理施設整備検討委員会において検討を進めることとしております。

様々な条件により技術的にも複数案が想定されており、関係機関との協議調整を要しますし、地域住民の皆様との合意が最も重要であると捉えてございます。

現時点での整備スケジュールにつきましては、住民説明、一般廃棄物処理基本計画の改定、地質調査、生活環境影響調査、循環型社会形成推進地域計画の策定等を含めて、次期施設の

供用開始まで８年程度は要する想定で進めております。

次に、汚泥肥料の多角的活用を視野に入れた改修計画についてであります。佐賀市をはじめとする他団体におけるし尿汚泥の肥料等活用事案については、可能な範囲で情報の把握に努めているところでございます。現在当組合においては、し尿処理汚泥を約70％まで脱水して封入し、無料頒布をしており、構成市町広報の掲載効果もあって、前年同期比較で18トン、60％を上回る状況となってございます。

し尿、浄化槽汚泥の搬入量は、今後大幅に減少する見込みでございまして、現状における事業モデルとしては、組合単独の新たな設備として投資することなく、汚泥肥料の無料頒布の継続、拡大を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　暫時休憩いたします。

午前10時17分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午前10時21分　再開

○議長（中西秀俊君）　再開いたします。

11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。施政方針演述の５ページに水沢消防署の庁舎の延命化というところがございますけれども、水沢消防署でございますが、この延命化を図ることで今後進めていくのかお伺いしたいというふうに思います。例えば移転や新築と、延命化をすることを比較検討されたのかお伺いをしたいというふうに思います。場所でありますとか建物の在り方とかを検討されて、延命化を図るということになったのかお伺いしたいというふうに思います。

また、女性職員が多くなっております。安心して職務に専念できる環境にあるのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君）　志和消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（志和純君）　11番阿部加代子議員のご質問にお答えいたします。

消防庁舎の延命化ですけれども、延命化を決定する際に新築等の比較検討したのかというご質問でございましたけれども、庁舎の改修につきましては令和２年度に奥州金ケ崎行政事務組合公共施設等総合管理計画、これを策定いたしました。その際の検討において組合構成市町の財政状況が一層厳しくなると推測される中で、当消防本部保有の施設が随時更新時期を迎えることによって費用が増大するというふうに見込まれました。そのことから、投資費用を全体的に抑制し、かつ年度ごとの支出を平準化させることが必要であるとの基本認識の下に、大規模改修による庁舎延命化と、あとは建て替えの場合の費用を比較検討いたしました。その結果３倍ほどの開きがあるというふうに見込まれたため、施設の延命化を図ることとしたものでございます。

また、２点目の女性の職場環境でございますけれども、現在全ての署所において女性が勤務できるように仮眠室の整備であるとか、あとは水沢消防署であればお風呂、洗面場の整備であるとか進めており、全て整っているところでございます。

また、ハラスメントの防止に関しましても、検討委員会等と、あと職員研修等を含めましてハラスメントのない、あとは育児休業に関する制度も整えておりますので、女性に対する配慮も十分整えたというふうに考えております。

○議長（中西秀俊君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　以上で管理者演述に対する質問を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　では、以上をもって管理者演述に対する質問を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　それでは、日程第６、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、９番瀬川貞清議員。

〔９番瀬川貞清君登壇〕

○９番（瀬川貞清君）　おはようございます。９番瀬川貞清でございます。定例会に遅参しましたことをおわびいたします。

消防関係者の皆様におかれましては、住民の生命や財産を守るために昼夜を分かたず努力をされておりますことに、心から感謝と敬意を表するものであります。

通告に従い、救急業務について管理者及び消防長にお伺いをいたします。この問題については、４年前、2018年にも複数の議員が取り上げていますが、その後、新型コロナウイルスの感染拡大や奥州金ケ崎地域に産婦人科の開業医がなくなるなどの情勢の変化もあり、今日的な課題も含めて、改めて取り上げるものであります。また、具体的な数字は消防年報を頂いておりますが、本統計は令和３年、2021年までについての統計でありますので、最新の令和４年、2022年の数字を教えていただきたいと考えます。

私がこの問題を取り上げる観点は、常々住民の皆さんから救急業務についての質問を受けることがあるのでありますが、おおよそのことは答えているつもりでありますが、改めて答弁という形で見解を伺い、正確に伝える必要があると考えたためであります。以下、順次お伺いをいたします。

第１に、本組合の消防本部の救急体制の現状についてお知らせください。

第２に、令和４年の救急活動の概況。出動件数、搬送件数、搬送人員の実数とその増減の傾向及びその理由をお伝えください。

第３に、統計に出てまいります不搬送件数とその主な理由について教えてください。

第４に、救急車両の現場での出発に時間を要する理由とその実情についてお知らせください。

第５に、新型コロナ感染症対策に関わる対応についてお聞きします。消防法との関係では、２類感染症患者は搬送することができないとお聞きしましたが、どう乗り越えているのでしょうか。その出動状況及びそれに伴う対策等をお聞きいたします。

第６に、奥州金ケ崎地域においてお産のできる医療施設がなくなったことを受けて、妊婦や乳幼児の搬送状況はどうなっているか。また、その対策として考えられていることがありましたらお教えください。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（中西秀俊君）　倉成管理者。

〔管理者倉成淳君登壇〕

○管理者（倉成淳君）　９番瀬川貞清議員の救急業務についてのご質問にお答えします。

初めに、１点目の救急体制の現状についてであります。救急隊の運用につきましては、高度な救命処置を実施できる救急救命士資格者を全ての署所に配置し、救急隊に乗務させる体制を整備しております。また、同じ地域で救急要請が重複した場合には、直近の署所から救急車を出動させ、救急隊８隊により奥州金ケ崎管内全域をカバーしております。さらに、不足する場合に備え、県内の消防本部との相互応援に係る協定に基づき、近隣の消防本部へ救急隊の出動を要請することとしております。

次に、２点目の令和４年の救急活動の概況についてであります。令和４年の救急出動件数は、前年比で333件増加しており、近年増加している傾向にあります。その要因といたしましては、高齢化に伴い、搬送人員における高齢者の割合が毎年増加していることも一因であると考えられます。

次に、３点目の不搬送件数と主な理由についてであります。不搬送とは、救急出動したものの医療機関への搬送に至らなかったものであり、令和４年の不搬送件数は634件となっております。主な理由としては、現場において緊急性の低いと判断したものです。これは、緊急に病院を受診する必要がないと確認されたものや、明らかに死亡と認められ、病院での救命処置の該当にならない案件などがあります。

次に、４点目の救急隊が病院へ向けて出発するまでに時間を要する理由とその実情についてであります。総務省消防庁が搬送困難事案として定義している現場滞在時間30分以上、かつ病院への収容依頼回数が４回以上に該当する事案は、令和４年度中に99件ありました。救急隊は観察した病状などから、搬送病院を選定し、収容依頼を行っています。しかし、病院から収容困難と判断される場合も多く、そのような場合に複数回の依頼を行っているものです。

次に、５点目の新型コロナ感染症対策に関わる対応についてであります。現在新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における２類

感染症に指定されており、消防法に定義されております救急業務の対象外となります。感染症患者は、感染症に関する法律の規定により県の対応となることから、奥州保健所が管理すべき案件となるものです。しかし、クラスター発生時など保健所の能力を超える状況や救急処置が必要な患者に対応するため、岩手県と協定を締結し、感染症患者の移送に対応しているものです。感染症患者の病院までの移送は、令和４年度中に130件出動しております。なお、搬送は法令による救急業務ではないことから、救急出動件数に含んでおりません。

次に、６点目の妊産婦や乳幼児の搬送状況と対策についてであります。令和４年度中における妊産婦の救急搬送件数は12件でした。その全てを管外の医療機関へ搬送しており、そのうち救急車内での分娩が懸念された事案が２件ございました。周産期救急への対応といたしまして、構成市町の担当課と連携し、妊産婦の救急対応について周知を図っているところでございます。さらに、救急車内での分娩に備え、救急隊員に対し、現在も管内の産科医師による実技講習や分娩介助用訓練資機材を用いた訓練を定期的に行うなど、研修教育を実践しているところでありますが、今後もより一層の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　９番瀬川貞清議員。

○９番（瀬川貞清君）　９番瀬川貞清でございます。ありがとうございました。幾つか再質問をいたします。

最初に、救急体制の現状の件でありますが、救急車両８台で対応しているというふうになっておりますが、先頃頂きました消防年報によりますと、消防車両の配置状況のところに高規格救急車両９台とありまして、各消防署及び分遣所の合計は９台になっているようでありますが、これと普通の救急車両とは別なものになるということでありましょうか。ちょっとその辺をお伝え願います。

それから、ちょっと理解ができなかったのでありますが、職員の配置のところなのですけれども、消防年報の11ページに救急隊員と救助隊員という区別がありまして、救急隊員は基準も現有も充足率もゼロになっておりまして、救助隊員は充足率107％となっておりますが、救急業務に携わる方々は救急隊員というものにはならないのでありましょうか。これをちょっとお伺いいたします。

次に、出動件数等については分かりました。それで増えている理由として、高齢者からの通報やその方々を運ぶ件数が多くなったということは理解いたしました。

次に、不搬送件数の件でありますけれども、同じく消防年報で見ますと、若干統計の取り方がこれは変わったのでありましょうか。ということがちょっと気になりましたので、お伺いをいたします。

不搬送のときに、指定病院からの受入れ拒否ということは理由の中には含まれていないものでありましょうか、お伺いをいたします。

それから、出発時に時間を要するというところの点で99件あるというふうにお伺いしまし

たが、ここも共通するのでありますけれども、結果として４回以上の電話連絡、30分以上の滞在の結果、医療機関が受入れをできなかったという例はなかったのでありましょうか、お伺いをいたします。

次に、コロナ関連でありますけれども、実はこの質問をするに当たって医療機関や高齢者施設等に伺ってきたのでありますけれども、行政のほうでは救急搬送で特に問題は生じていないというふうに回答されましたが、現場では結構大変なようであります。一つ例として挙げられましたのは、血中酸素飽和度というのがあるようでありますけれども、これが低いので救急搬送を考えても、これでは救急車を呼んではいけないというふうに指導されているというふうなことがありましたが、消防本部としてはそういう状況はつかんでおられるのかどうかお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（中西秀俊君）　志和消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（志和純君）　瀬川議員の再質問にお答えいたします。

１点目の救急車の数でございますけれども、当本部が保有しております救急車は全て高規格救急車で、９台とありますのは予備車１台を含めての９台となります。運用しているのは８隊の救急隊、８台の常用運用車両プラス１台の予備車両という計算となります。

２つ目の救急隊員の充足率のお話でしたけれども、救急隊員は消防隊員が兼ねておりますので、消防隊員が救急隊員を兼ねるということで統計上、数字の表し上はゼロというふうになっていますけれども、救急隊員がいないということではございません。

３点目、不搬送の理由として病院から拒否されたのがあるのかというお話でしたけれども、病院の拒否によって不搬送に至ったというものはございません。

あとは、搬送困難99件のうち、搬送できなかった例はあるのかでございますけれども、これはどうしても病院の収容先が決まるまでに時間がかかってしまう場合はございます。主な例といたしましては、その病院の中でもほかの救急患者がいっぱい来ている中で、ちょっと今手が空いていないので、まずはほかを当たってくれないかといったお話をいただくことはよくあります。ほかの病院もいろいろ当たった中で、結局どこも似たような状況があって、やっぱり最初のところにかけてみて、「そうだね、じゃ仕方ないね」という形で受けてもらうことも多々ございます。その結果、収容に至らなかったということはございません。全て収容いたしております。

あとは、最後のコロナのお話でしたけれども、救急を頼んではいけないというようなお話があったということではございますけれども、消防本部としてはそのような話はちょっと耳にしたことはございませんので、申し訳ありませんが、分からないというふうに回答させていただきます。

○議長（中西秀俊君）　次に進みます。

５番及川春樹議員。

〔５番及川春樹君登壇〕

○５番（及川春樹君）　５番及川春樹です。先ほど同僚議員からも類似するものが出ていましたので、できるだけ重複しないようにお聞きしたいと思います。

さきに通告しておりました１点、消防施設配備計画について、２項目に分けて管理者にお願いいたします。現在奥州市江刺地区では新工業団地の造成が進んでおり、今年後半から引渡しが始まります。また、新たな工業団地の計画も検討されており、県が進める北上川バレープロジェクトも後押しとなり、奥州市、金ケ崎を含む県南地域における自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積が進むことにより、地域経済に好循環をもたらし、多様な産業、職業の雇用が確保されるとともに広域連携が進む、また地域資源などを相互に活用した産業振興や新たな製品・サービスが創出されることによる地域活性化につながっていく期待感が広がっております。

それとともに誘致企業の所有する生産設備が大規模化し、また使用する生産資材の多様化、複雑化もしてきており、災害、特に火災については化学物質などによる大きな被害も懸念されます。現在中央管理システムの共有化が進むようでありますが、広域での情報共有や各地域における個別計画の在り方の検討も同時に行う必要性を感じます。そこで、以下の２点についてお聞きします。

１点目は、江刺工業団地の配備計画についてお聞きします。新たな工業団地の整備が進む中で求められる消防配備計画についての現状と課題、今後の方針についてお聞きします。

２点目は、人員配置についてお聞きします。人口動態の変化による人口減少、また高齢化や社会情勢、産業構造の変化による救急出動の在り方も変化してきていると思われますが、そのような中で効率的な人員配置をどのように検討しているかお聞きします。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（中西秀俊君）　倉成管理者。

〔管理者倉成淳君登壇〕

○管理者（倉成淳君）　５番及川春樹議員の消防施設配備計画についてのご質問にお答えします。

初めに、１点目の江刺工業団地への配備計画についてであります。消防隊等の配備につきましては、総務省消防庁が定めた消防力の整備指針に基づき、管内人口や危険物数量に応じて整備されてきたところです。今後拡張していく工業団地において、現有の消防力を増強させる必要性を問うご質問と捉えました。消防行政は、発生した火災に対する消防活動と火災を発生させない予防活動の両面を持っています。江刺工業団地を含め、誘致企業が建設する防火対象物に対し、建設前からその規模や収容人員に応じた消防用設備の設置及び維持に関する協議や、防火管理者が作成する消防計画に基づく訓練など、防火管理に関するハード、ソフト両面からの指導を徹底することで、まずは火災を発生させない、または被害を最小限にとどめるための手だてを取ります。

今後の方針につきましては、消防力整備の方向性を定めるため、構成市町、関係部署及び近隣消防本部との連携を取りつつ、国の整備指針と照らし合わせながら、維持強化に向け、消防力整備計画について検討してまいります。

次に、２点目の人員配置についてであります。当消防本部では172名の職員を置き、水害や火災などの災害対応はもとより、救急、予防など多岐にわたる業務に当たっています。火災件数は、ここ数年減少しているものの、救急につきましては依然増加傾向にあります。当消防本部の救急出動件数は、年間約6,000件であり、７つの署所に配備した８つの救急隊で対応しております。救急需要のピークは2035年頃と見込まれており、今後高齢化が進む中で、さらなる増加傾向が続くものと捉えております。

救急出動件数の多寡にかかわらず、１件の出動に要する人員数は同じであり、また件数の少ない署所であっても収容先病院までの搬送距離が長いことが多く、救急活動時間が長くなる傾向があることから、それぞれの署所の人員数は当面は現状を維持し続ける必要があると考えております。今後も人口動態や社会情勢などを見極めながら、効率的な人員配置に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　５番及川春樹議員。

○５番（及川春樹君）　５番及川春樹です。ご答弁ありがとうございました。

再質問させていただきますけれども、工業団地の配備計画については、現在消防庁が定める整備指針に基づいて進めているということであります。実際消防施設整備計画実態調査というのがありまして、消防庁が出しているものですけれども、化学消防車配備については国が定める算定数２台に対して整備数も２台ということで、昨年はたしか１台更新したような記憶があります。

そういった中で、実際設備は確かにあるようなのですけれども、先日聞き取りしたお話ですと、搭乗人数のところが３名というふうにお聞きしまして、消防力の整備指針にある３条のところには、ちょっと全文読むわけではございませんけれども、搭乗する隊員数は５名とする。ただし、作業負担を軽減する機材などある場合は４人とできるというふうにあります。そういった経過の中で、なぜ３名にしているかというところなのですけれども、工業団地はどうしても敷地が広い、また建屋が大きいということでありまして、例えばホースの取り回しとか、そういった面で、その人数で本当にできるのか少し懸念があるというふうに思っております。その点をお聞きしたいと思います。

また、２の人員配置についてちょっとお聞きしますけれども、ここで私の一般質問においては補足資料の配付をしたいので、許可を求めます。

○議長（中西秀俊君）　ただいま５番及川春樹議員から資料等の印刷物の配付許可の申出がありました。会議規則第88条の規定により、議長においてこれを許可します。

資料配付のため５分間休憩をいたします。

午前10時52分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午前10時57分　再開

○議長（中西秀俊君）　それでは、再開いたします。

５番及川春樹議員の一般質問から始めます。

お願いいたします。

○５番（及川春樹君）　５番及川春樹です。２の人員配置についての質問をさせていただきます。

お手元の資料を見ていただきたいと思うのですけれども、これは消防年報から作成しておりまして、署所別救急活動状況ということで平成28年から令和３年までのものとなっております。出場件数になるわけでありますけれども、区分が各署所のものと、あと各年の出場件数、下は総数というふうになっています。下の表につきましては、その署所における人員配置状況、右側が配置されている人員数と、括弧内は出動件数に対して１人当たりのものというふうになっております。

先ほど管理者からお話ありましたように、大体年間出場件数が6,000件ほどということでありますけれども、令和３年のものでもよろしいのですけれども、例えば水沢本署と衣川分署においては、年間出動件数が約10倍強の違いがございます。また、１人当たり出動件数で見ましても、例えば令和３年、衣川の場合だと１人当たり14.8件、水沢本署では48.9件ということで３倍の出動件数ということで、いわゆる業務量の偏りと言えばよろしいでしょうか、そういったものも見えますけれども、これまでの署所の配置が合併前の旧市町村のままであって、こういったところが人員配置の偏りの原因になっているのではないかというふうに感じますので、ご見解をお聞きしたいと思います。

加えて、先ほどの化学消防車の件と同様で、消防ポンプに関しましても消防力の整備指針にありますところでも、やはり搭乗する隊員数は５人とするということでありまして、あとは作業負担を軽減する機材などある場合は４人とできるということでありました。それらについて理由をお聞きしたいと思います。

○議長（中西秀俊君）　志和消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（志和純君）　５番及川議員の再質問にお答えいたします。

まずは、搭乗人員３名で大丈夫なのか、基準は５名でないのかというお話でございました。議員おっしゃいますとおり、負担軽減のための機材等を取り入れた場合は減少できるという規定、またあとは地域実情に応じて隊員数は増減できるといったところを活用させていただいております。また、基準５名というのは単体で考えた場合の５名、当消防本部では火災に対しては、一般建物火災では最低３台のポンプ車というふうに出動計画を定めております。また、火災の規模に応じてさらにポンプ車の台数を増やして、多数の隊で活動するというふうに計画をしてございますので、その辺で隊員数の少ない部分をカバーしている、そういう

運用を図っているところでございます。

次の人員配置についてでございますけれども、組合発足当時から旧市町村単位で署所を配置してありまして、災害出動時の現場到着に要する時間の均衡化を図ってきたところです。人員配置の基本的な考え方は、車両１台に対する必要最低数の確保にあります。署所ごとに出動体制を維持するためには、現状の配置人員数を下回ることはできません。署所によって実際の出動件数に差はあります。ただ、出動がない場合には、救急や災害に備えるために不断の訓練を、これを欠かすことなく実施しております。

なお、書類審査等の事務量にやっぱり隔たりがあることはあります。ですので、管内の防火対象物の数等も違いますので、その隔たりの是正につきましては防火対象物の立入検査の業務、これを事務移管することで事務量の平準化を図っているところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　５番及川春樹議員。

○５番（及川春樹君）　５番及川春樹です。ちょっと何か具体的な答弁がなかったような感じがいたしますけれども、１に関しましては、いずれ今後新たな工業団地の整備計画が進むと思いますので、新たに具体的なところはするのだろうということでいいのですけれども、２のほうの人員配置についてのところであります。先日お聞きしたところ、ちょっと労務管理に係るところですので、あまり深くは聞けなかったのですけれども、業務量の偏りにつきましては、この数字を見ても明らかなように思いますし、年１回、署内での聞き取りを行っているというような話もありました。やはり一部業務の偏りがあるのではないかという内部の声もあったようでございましたので、この辺は本日管理者がいらっしゃいますし、各署長さんもいらっしゃいますので、しっかり話をすべきではないかなというふうに感じます。

あとは、先ほど同僚議員の話もありましたけれども、有資格者についてのところなのですけれども、先ほど兼務している場合があるというふうな話があったわけですけれども、例えば救急、消防で出動した場合に、出場が重なって有資格者さんが戻ってこないと次の出動できない場合というのは、これまであったのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（中西秀俊君）　志和消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（志和純君）　まず、有資格者のところをお答えしたいと思います。

有資格者、業務に必要となる資格は様々ございますけれども、広く多くの職員に取らせるようにしておりますので、有資格者がいないから出動がかなわなかったということはございません。当然退職等により有資格者が減っていくことにならないように補充といいますか、新たに資格を取らせる、そういったことを進めておりますので、足りなくなることはございません。

○議長（中西秀俊君）　千葉消防長。

○消防長（千葉典弘君）　人員配置についてお話ししたいと思います。

人員配置と、言うまでもなく消防施設、車両、これは一体的に動くものでありますので、人だけ動かすということはできない。次長が申し上げましたとおり、今分署は最低人員で何とか回しているということです。ですので、これ以上削られないと。どこかを多くすれば、どこかを少なくすると、それは人も施設、車両もそうだということ。それから、冒頭に議員さんがお話しされましたように、旧市町村内の分署、消防署であります。こういった中で消防力整備計画で、最近までかけてそれぞれの整備を行っています。そういった流れもございます。そんな中で、いずれ人の動きというのは施設、車両とともに動くものでありますし、分署、各署所の中で事務、業務を平準化するように努力して、相補いながらやっております。

ただし、やはり今般の人口減少あるいは高齢化、さらに産業構造の変化だったり、あるいはこれから定年延長制が入ります。いろんな各面で状況が変わってまいりますので、これまでと同様にこれからも不断に定員、人員配置の在り方、消防力の整備の在り方というのを全庁的に検討していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　５番及川春樹議員。

○５番（及川春樹君）　５番及川春樹です。もうやめようかと思いましたが、ちょっと１点お聞きしたいと思います。

いわゆる退職される方がいた場合に、資格者を補充させるために資格を取得させているということでありますけれども、例えばみなしで入ってくる職員さんというのですか、入署される方、例えば新規で入ってくる方々がいらっしゃると思うのですけれども、多分入ってくる時点では、まだ資格がない方がほとんどだと思うのですけれども、実際入ってきてからは皆さん取っているのか。みなしで入ってきたけれども、まだ資格を取っていない方はいらっしゃるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（中西秀俊君）　４回目の質問でありますが、会議規則第50条の規定によって３回と規定されておりますが、その旨発言をいただきました。議長の許可によって、その発言を許可いたします。

志和消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（志和純君）　みなしでの採用の職員というお話でしたけれども、実際活動に必要となる資格、主なものとしましては救急隊員の資格とか救急救命士の資格であろうかと思います。

また、火災出動に関しましては、車を運転していくための運転免許、主に大型免許になりますけれども、そういったところかなというふうに思っております。火を消すための資格というのは特にはございませんので、そこは資格というよりも、消防学校での訓練ですとか、署内での訓練で養っていくといったところになっております。

先ほど申し上げました救急の資格であるとか運転免許資格ですけれども、救急隊員は当然数が足りなくならないように毎年継続的に養成を図っておりますし、運転免許に関しまして

は、採用条件の中に４年以内に大型免許を取ってくださいねという条件を付してございますので、足りなくなることはございません。

○議長（中西秀俊君）　次に進みます。

次に、11番阿部加代子議員。

〔11番阿部加代子君登壇〕

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。通告しております最終処分場について管理者にお伺いいたします。

廃棄物の処理の基本は、ごみを生活環境から速やかに排除して、減容化、安定化、無害化することです。最終処分場は、中間処理施設で減容化処理した際に発生する残渣などを生活環境の保全上支障がないよう適切に貯蔵し、自然界の代謝機能を利用し、安定化、無害化する役割があります。

生活から発生したごみは、焼却や破砕、資源化など中間処理によって可能な限り再資源化されています。しかし、再資源化が困難なものや不燃残渣が発生するため、埋設処分せざるを得ない廃棄物はゼロにはなりません。そのため、廃棄物を適切に埋立て処分するための最終処分場が必要です。

胆江地区最終処分場は、平成23年２月に完成し、胆江地区衛生センターでごみを中間処理して生じた焼却灰や不燃残渣、ガラス、陶器など、毎日約30トンの灰を運び処分しています。埋立地は、浸出水が埋立地外へ漏水することを防ぐため、二重シート構造となっており、また万が一の遮水シートの破損を検知する漏水検知システムが採用されています。浸出水については、処理施設で浄化した後、河川への放流は行わず、公共下水道へ放流しており、周辺地域への自然環境の保全を最大限考慮して運営をされています。

当組合の最終処分場の現状についてお伺いいたします。今後の予定として、あと何年程度で満杯になるのか、残余年数についてお伺いいたします。

最終処分場の選定には時間がかかると言われています。お隣の一関広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会は、組合の基本構想に基づく施設の設備候補地を検討するため、５年前の平成30年３月19日に設置され、令和元年、2019年10月までの約１年７か月の間で、延べ９回にわたり委員会を開催し、選定作業を進められてきました。選定には、自然環境、交通、防災、経済面などの条件のほか、幅広い角度から検討を重ね、候補地の現地調査を通じながら候補地の現状把握に努められています。１次から３次の候補地の絞り込みを行い、３年後の2026年度までに一関千厩町に建設を計画しています。８年がかりの計画です。しかし、選定された地域の住民から、候補地変更を求める請願が提出されました。また、計画反対の署名約5,000人分が組合に提出をされています。

最終処分場の候補地の選定には時間がかかることが予定されます。当組合としても、次期最終処分場の選定作業に早急に着手すべきと考えます。選定スケジュールについて、また跡地利用についても併せて検討を始めなければなりません。検討状況についてお伺いをいたし

ます。

以上、登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（中西秀俊君）　倉成管理者。

〔管理者倉成淳君登壇〕

○管理者（倉成淳君）　11番阿部加代子議員の最終処分場についてのご質問にお答えいたします。

初めに、１点目の胆江地区最終処分場の現状、埋立ての状況についてであります。平成23年３月に供用を開始し、令和４年３月末時点で２区間ある埋立地のうち、１つの埋立地がほぼ完了し、約50％の埋立て進捗状況となっております。供用期間につきましては、昨年４月から廃棄物を即日覆土する際の覆土厚、これを従来の50センチメートルから20センチメートルに変更したことにより、令和15年１月頃まで供用、埋立てが可能であると見込んでおります。

次に、２点目の次期最終処分場の選定及び選定スケジュールについてであります。最終処分場の整備事業につきましては、７年程度の期間が必要と考えており、遅くとも令和８年度には整備事業に着手しなければならないと考えております。最終処分場をはじめとする一般廃棄物処理施設の整備は、地域住民との合意が最も重要、かつ困難な作業であり、時間を要することから、最終処分場の整備スケジュール、整備費用などについては、構成市町と速やかに協議を開始したいと考えております。

次に、３点目の最終処分場の跡地利用の検討についてであります。最終処分場跡地の利用につきましては、奥州市、金ケ崎町、そして地元住民の皆様と協議の上、決定すべきものと考えております。現時点で考えられる例としては、屋外運動場、公園、キャンプ場などが考えられるところでありますが、他団体の事例について調査を今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。質問させていただきます。

今ご答弁いただきましたけれども、令和８年度からということでございますが、最終処分場を造るとなりますと、自然環境でありますとか、交通とか、また防災でありますとか、様々な角度から検討を始めなければなりません。その指針づくり、どういう方向で進むのか、また委員会のメンバーもどうしていくのかということもございますので、少しずつ検討を始めながら着手すべきであるというふうに思います。まずは、どういう工程で進むのかということになりますので、その指針づくりについて何かご所見があればお伺いをしたいというふうに思います。

また、跡地利用につきましても、あと10年で満杯になるということになりますので、こちらのほうもどのように進めていくのか、地域の住民の皆様との合意形成も大変必要になってきますので、進めていくべきであるというふうに思います。先進地の事例、様々ございます

けれども、まずは住民の皆様のお気持ちが一番大事だということになりますので、意見の集約とか、どういうふうにお伺いをしていくのかとか、その手順についてしっかりと進めていかなければならないのではないかというふうに考えますけれども、お考えをお伺いして終わりたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君）　菅原事務局次長。

○事務局次長兼施設管理課長（菅原優君）　阿部議員の再質問にお答えしたいと思います。

最終処分場の整備につきましては、まず施設整備の基本構想が必要となるものでございます。こちらにつきましては最終処分場のみならず、実際にごみを焼却している衛生センター、焼却施設、そういった部分も含めまして、さらにはし尿処理施設もですけれども、そういったものも含めて総合的に考えた上での計画が必要になるというものでございます。その際には、現在ございます一般廃棄物処理基本計画、構成市町とともにそれぞれ策定しておりますが、そちらの見直しも併せて必要となるものでございます。

議員ご指摘のとおり、生活環境影響調査というものも、こちらにつきましては１年を超える期間が必要となるものでございますので、管理者答弁にもございましたとおり、今後のスケジュールを令和８年度ということである程度想定してございますが、その辺りについては令和５年度から構成市町と詰めていきたいなというふうに考えてございます。

２点目でございますが、跡地利用の周知、住民合意形成の部分でございます。今現在全国的に、跡地利用につきましては、埋立てがほぼ完了するであろうという残り二、三年の間にいろいろ住民説明会、広報、そういったもので周知しているというのが一般的でございます。跡地利用につきましては様々なものもございますが、現在の面積、場所等を勘案いたしまして、そういった部分で住民皆様のご意見を広く取り入れたいなというふうには思っております。

ただいま申し上げましたけれども、逆に次期最終処分場の場合でございますが、近隣市町村で反対運動も起こっているということでございますので、建設を始める時期におきまして、あらかじめ跡地利用について地域住民と協議するのを進めていくことは非常に有効な手段ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　次に進みます。

次は、８番千葉康弘議員。

〔８番千葉康弘君登壇〕

○８番（千葉康弘君）　８番千葉康弘です。私は、未利用資源の有効活用について管理者に伺います。

当組合では、ごみ発電、し尿処理施設を運営しております。施設に集められ、資源リサイクルとして回収するもの、ごみとして焼却、し尿から汚泥肥料として活用されているものなどあります。ごみ施設の長寿命化に合わせまして、ごみ発電施設を完備しております。電気

料高騰の今、施設内のごみ発電の効果についてお伺いいたします。

次に、発電量と発電余力について。蒸気タービンの整備により発電効果は高まるのでしょうか。また、複合発電、例えばガスタービン発電というような形で導入の予定などについてお伺いいたします。

次に、ごみ発電電力の売電の可能性と検討の準備についてお伺いいたします。ＦＩＴ、固定価格買取制度がありますが、こちらへ余剰電力売電準備を検討されているのかについてお伺いいたします。

次に、し尿処理施設について伺います。し尿処理施設では、汚泥から乾燥肥料を作り、無料で頒布しております。この施設は24年になるということです。一般的には20年から30年が更新時期と伺っております。

今後のし尿処理について、１点目は、この場所で施設の改良更新をお考えになるのか、または下水道へし尿を投入する形になるのか。また、その場合の課題等についてお伺いいたします。

次に、肥料の活用について、１点はコンポスト施設、これは堆肥化する施設になりますが、例えば今現在ですと、今まで1,000円の肥料が2,500円になっているというふうな状況がございます。この中でコンポスト施設またはストックヤード建設など考えられているのかについてもお伺いいたします。

最後に、環境への負荷を低減し、循環社会ということが言われております。改めまして、ごみ資源、ごみ発電、し尿の地域資源としての活用についてお伺いいたします。

○議長（中西秀俊君）　倉成管理者。

〔管理者倉成淳君登壇〕

○管理者（倉成淳君）　８番千葉康弘議員の未利用の資源の有効活用についてのご質問にお答えします。

初めに、１点目の施設内発電についてであります。胆江地区衛生センターごみ焼却施設は、平成29年度から令和２年度までに実施した基幹的設備改良工事により、新たに発電設備を設置しておりますが、発電に伴う効果については財政的効果、環境保全に対する効果、災害に対する効果と３つ挙げられます。

財政的効果につきましては、発電設備の維持管理費を上回る電気料金削減額が財政的効果になるものであり、基幹的設備改良工事期間と竣工後15年間の財政的効果額は約5.5億円と見込んでおります。環境保全に対する効果につきましては、発電設備を設置したことにより、ごみ焼却時に排出される二酸化炭素の削減であります。災害に対する効果につきましては、大規模災害が発生し、商用電力が途絶えたときにおいても施設の運転を継続することが可能になった点であります。

次に、発電量と発電余力についてでありますが、ごみ焼却施設の最大発電量は１時間当たり1,990キロワットに対し、衛生センターの各施設での最大使用量は1,800キロワットであり、

約200キロワットの発電余力があると見込んでおります。

また、発電量につきましては、年間約800万キロワットで、胆江地区衛生センター内で使用する電力量の85％以上を賄っており、購入電力料金を年間約6,000万円に抑えることができております。

なお、蒸気タービン整備により発電効率が高まるのかの部分につきましては、電気事業法に定める蒸気タービン設備の整備点検の時期に当たることから実施するものであり、発電効率を上げようとするものではなく、適正な維持管理に努めようとするものであります。

ご質問のありました複合発電、いわゆるガスタービン発電機の導入につきましては、国内で先行実施した施設が４つありましたが、採算性に課題があったため、全ての施設において廃止されていると聞いており、現時点において当組合における導入は考えておりません。

次に、２点目の売電の可能性と検討の準備についてであります。発電余力分の電力が売電できない最大の原因は、東北電力ネットワーク株式会社の北東北と南東北をつなぐ基幹送電線に空き容量がなく、ごみ焼却施設の余剰電力を同電力会社の送電線に流すことができないことにあります。

組合では、現在でも新たな手法で売電を模索し、東北電力ネットワーク株式会社などと協議を継続しており、余剰電力の売電に向け、同電力会社の送電線網の状況等を注視しながら、余剰電力の他の活用方法等についても検討してまいります。

次に、３点目のし尿処理施設の検討状況についてであります。し尿処理施設の整備につきましては、構成市町の副市町長と事業担当、部課長等で構成する組合の一般廃棄物処理施設整備検討委員会において協議を始めており、下水道へし尿を流す案も含めた複数の案を検討しているところであります。

施設を移転新築する案や既存施設の改造案など、整備費用や維持管理費用などの経済性、処理の安全性、そして地域住民の方々から理解を得ることのできる案を絞り込むため、慎重に検討作業を進めております。

ご質問にありました、し尿を下水道へ流す場合における課題につきましては、岩手県をはじめとした関係機関それぞれの事業計画の変更等を伴うことから、その調整が大きな課題であるものと考えております。

次に、４点目の環境への負荷を低減し、循環型社会を推進するため、ごみ、し尿を地域資源として活用することについてであります。し尿処理過程で発生する良質な汚泥肥料の頒布状況につきましては、園芸、果樹などの農地へ幅広く還元され、令和４年度における12月までの実績は47トンと、前年同期と比較し18トン、約60％を上回る状況となっております。これは、昨年３月の構成市町広報への無料頒布記事の掲載効果と思われますことから、広報掲載を継続してまいりたいと考えております。

なお、汚泥肥料の農地還元を促進するために、コンポスト化やストックヤードなどの新しい設備を整備することにつきましては、整備費用や維持管理費が高額なものになることから、

費用対効果の面も含めて十分に検討することが必要であると考えております。

次に、地域資源の有効活用についてであります。ごみやし尿は地域の有効資源であるとの議員のご指摘につきましては、まさしくそのとおりであります。組合では、ごみは発電エネルギーに、し尿は汚泥肥料に有効活用しているところでありますが、その他の活用手法がないか、先進事例などについて情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　８番千葉康弘議員。

○８番（千葉康弘君）　８番千葉康弘です。ありがとうございました。

大きく２点質問いたします。１点目は、ごみ発電の件なのですが、余剰電力があるというようなことでした。１時間当たり200キロほど余剰電力があるということですので、その活用というのは、これから考えていかなければならない部分かなというふうに思っております。

再生可能エネルギーであるごみ発電、これは発電力が安定すれば余剰電力として、なかなか難しい面があるということですが、ＦＩＴというようなことで、キロワットアワー５円から17円で売電できるというようなことですので、ぜひこちらに向けて検討いただければというふうに思います。

その中で、ここで言われているのは発電出力、これが安定しているのかというようなことがあるようですけれども、この点についてはいかがでしょうか。１点質問いたします。

次に、今お話ありましたけれども、余剰電力を売電しようとしても、送電線の空き容量がないというようなことでお断りになっているようですが、国でも、また電力会社でも制約が緩和されてきているというような部分があるようですので、いつでもＦＩＴ、固定価格買取制度に応募できるような形で準備、調査されていると思いますが、再度その辺はご検討いただければと思います。

次に、し尿処理施設について質問いたします。今現在検討委員会でいろんな形で検討されているということでした。その中で、今現在人口減少の中で現施設、これを改良更新する形もあるでしょうし、処理能力に余裕のある下水道、これに投入するという形もあるということですが、その中で例えば激甚災害というようなことですと、一時的にし尿投入ができなくなることも想定されますので、その辺も含めてご検討いただきたいなというふうに思っています。

その中で、再度になりますが、今現在、当し尿処理施設では汚泥を乾燥して皆さんに無料配布している。ただし、姉体の水沢浄化センター、これは下水管の一番最後になるところなのですが、ここでは汚泥を北上または大船渡のほうにお金をかけて運んで焼却していただいているというような形になっております。肥料としては活用されていないということです。その中で、コンポスト化というようなことで肥料化で生かしていただく、これは汚泥を微生物によって分解して肥料として地域に還元するということでありますが、ぜひこういうことも再度ご検討いただきたいなというふうに思います。

次に、2015年の下水道法改正によりまして、汚泥を肥料として再利用するということが自治体の努力義務、あくまでも努力義務ということですけれども、になっているということであります。全国的にも今肥料として活用されているのは、汚泥の中の１割程度だというようなことです。当組合では、一昨年以上に今年度は利用比率は上がっていますが、まだまだ配布できる分が残ってございます。ただ、なかなかこれが進まないのは、イメージが悪いと、またネックとなりますのが、一番は臭いだというふうに言われております。ぜひ地域資源、これを有効に活用すべきと思いますので、この点について再度質問します。

○議長（中西秀俊君）　菅原事務局次長。

○事務局次長兼施設管理課長（菅原優君）　千葉議員の再質問にお答えします。

まず、１点目でございますが、発電出力は安定しているのか、こちらの点でございます。可燃ごみを焼却することによりまして発電を行う場合、この部分が最も重要な点でございます。搬入されるごみにつきましては、季節によって変動がございます。例えば冬場であれば乾燥したごみ、雨の多い梅雨時であれば水分が多い、そういった部分もございまして、若干不安定な部分もございます。そうはいいましても、施設の中で使用している際は十分にその発電量で賄えておりますので、安定しているのかという部分については、あまり大きな問題にはならないのではないかなというふうに考えてございます。

２点目ですけれども、ＦＩＴへ申し込めるよう準備、調査、そういったものをされているのかということでございます。組合では、基幹送電線が余力、余裕がないということでございますけれども、今現在も東北電力ネットワークシステムと協議を続けております。というのは、基幹送電線を使った売電ではなく、この地域で何とか消費できないかという考え方でございます。こちらにつきましては、今投げかけをして、来年度には東北電力ネットワークシステムのほうから回答があると思われます。いずれここのごみ焼却施設は、基幹改良工事におきまして電力を流す、売電できるようにハード面は造っておりますので、東北電力ネットワークシステム、そちらのほうからの回答次第で、あとはこちらの焼却施設の運転管理の中央制御システムのソフトの変更が必要になると思われます。それらの費用も含めながら検討は続けてまいりたいと思っております。

３点目でございます。現施設を基幹改良するか、処理能力に余裕のある下水道に出すかという部分でございます。こちらにつきましては、今検討委員会で慎重に協議をしているところでございます。議員がおっしゃられましたように激甚災害、そういった災害の部分も考えられますので、それらもトータルして考えながら、次の整備について検討を進めているところでございます。

あと最後でございますが、2015年の下水道法改正のことでございます。こちらにつきましては国交省の管轄でございますが、当組合としましては環境省の管轄となっているものでございます。議員のご指摘の、組合では１割しか使っていない部分というのは確かにそのとおりでございますので、先ほどの管理者答弁にもございましたように、もうちょっと利用して

いただけるような工夫について続けていく、他団体の事例を参考に改善していく、そういった部分で検討を進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時43分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午前11時44分　再開

○議長（中西秀俊君）　再開いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第７、議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。倉成管理者。

○管理者（倉成淳君）　議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合個人情報の保護に関する条例の制定についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下の議案第２号から議案第13号までにつきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（中西秀俊君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合個人情報の保護に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

この条例は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法に基づき組合の個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、本件条例を制定しようとするものであります。

これまで市町村等の個人情報の保護に関しては、それぞれ条例に定めた規律が適用されておりましたが、今般の制度改正により、今後は法律に定められた全国的な共通ルールが適用されることとなりました。その上で、市町村等は必要最小限の独自の保護措置を条例で定めることが法律で許容されており、これを定めたものが本件となります。

条例の主な内容ですが、現在の個人情報保護条例を廃止した上で、新たな条例を制定し、これに開示決定等の期限や開示請求に係る手数料等について規定すること、個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問機関を奥州金ケ崎行政事務組合個人情報保護審査会とすること、同審査会の委員の秘密保持義務違反に対する罰則規定を設けることなどであります。

なお、この条例の施行期日は、令和５年４月１日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第８、議案第２号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第２号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、内部手続における押印等を見直すことにより、内部手続の効率化を図るため、本件条例を一部改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、職員の服務の宣誓において宣誓書に新たに職員となった者の押印を求めないこととすることであります。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。今回の条例の改正ですけれども、押印等を見直すことによるところだというふうに理解しております。他の書類に関しましては、今回の条例改正で、あとは規則で改正をするということになるのかお伺いしたいというふうに思います。

あと、議会のほうでも一般質問の通告書等に押印を求められておりますけれども、それらも規則のほうで活用するということになるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中西秀俊君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　お答えいたします。

今ご指摘いただいたとおり、条例として議会上程する案件につきましては、本件１件ということでございます。その他現時点で把握している、単純に押印についての取扱いの見直しについては規則及び規程ですが、こちらで25件ほど確認してございます。これについては、年度末を目途に整備を進めたいと。

それで、今ご指摘ございました通告書、これも含めた形で今後整備を進めていくという内容でございます。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第９、議案第３号、奥州金ケ崎行政事務組合行政不服審査会条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第３号、奥州金ケ崎行政事務組合行政不服審査会条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、地方公務員法等の罰則規定が適用されない特別職の職員である行政不服審査会の委員が調査審議の過程において接する個人情報等の守秘義務の遵守を担保するため、本件条例を一部改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、委員の秘密保持義務違反に対する罰則規定を設けることであります。

なお、この条例の施行期日は、令和５年４月１日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第10、議案第４号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例及び奥州金ケ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第４号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例及び奥州金ケ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、岩手県職員の給与制度に準じ、本件条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合並びに会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めるものであります。

なお、この条例の施行期日は、公布の日または令和５年４月１日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第11、議案第５号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正についてから日程第13、議案第７号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてまでの３件は、関連する事件のため一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第５号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、国家公務員の定年の引上げに鑑み、これを基準として職員の定年を引き上げるとともに、地方公務員法において条例で定めることとされた定年の引上げに伴う所要の措置について規定するため、本件条例を一部改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、職員の定年の年齢を改めること、管理監督職勤務上限年齢制を導入すること、定年前再任用短時間勤務制を導入すること及び情報提供・意思確認制度を新設することであります。

なお、この条例の施行期日は、改正の内容に応じ、令和５年４月１日または公布の日とするものであります。

次に、議案第６号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年の引上げに関し必要な事項を定めるため、関係条例を整備しようとするものであります。

条例の主な内容ですが、降給の手続及び効果に関し必要な事項を定めること、定年前再任用短時間勤務職員の給与の決定方法について定めること及び奥州金ケ崎行政事務組合職員の再任用に関する条例を廃止することであります。

なお、この条例の施行期日は、令和５年４月１日とするものであります。

次に、議案第７号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、本件条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容ですが、休業の承認及び取消しについて規定すること、休業取得中の給与について規定すること及び休業時間の短縮及び延長等について規定するものであります。

なお、この条例の施行期日は、令和５年４月１日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　ただいまの議案３件に対し質疑はありませんか。

11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。議案第５号、第６号についてお伺いしたいというふうに思います。

まず、議案第５号ですけれども、定年が段階的に延長されるということでございますけれども、消防関係でお伺いをしたいというふうに思います。消防のほうでは消防力の整備計画、また採用計画等があるわけですけれども、定年が延長になった場合、それらに何か影響があるのかお伺いしたいというふうに思います。

年齢を重ねておられますと、技術力でありますとか、知識力とかがあると思うのですけれども、現場の人数等には影響しないのか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

質問は区切ったほうがいいですか。議案ごと。

○議長（中西秀俊君）　続けていいです。まとめていいです。

○11番（阿部加代子君）　議案第６号につきまして、審査の順位について、第６号を先にではなかったのか、この辺議案の順位について、審査の順位についてちょっとお伺いしたいと

いうふうに思います。

○議長（中西秀俊君）　暫時休憩をいたします。

午後零時00分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午後零時01分　再開

○議長（中西秀俊君）　再開いたします。

午後１時まで休憩を取り、ただいまの11番阿部加代子議員への答弁は午後から行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩に入ります。

午後零時01分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午後１時00分　再開

○議長（中西秀俊君）　それでは、再開をいたします。

11番阿部加代子議員の質疑に対しての答弁から入ります。よろしくお願いいたします。

千葉消防長。

○消防長（千葉典弘君）　11番阿部加代子議員のご質問にお答えいたします。

消防本部において、定年延長制による影響のお尋ねでございました。大きくは２つの影響があるかと考えております。１つは、新規採用枠への影響、ご承知のとおり退職者が減ることによって、その分新規採用の枠も減ります。このことによって平均年齢の引上げや年齢層の偏りが生じて、将来的な消防力の低下が懸念されます。これを回避するために定量的、定期的な採用の前倒しや、あるいは一時的な定員の増加、これなども含めて幅広く検討してまいりたいというふうに考えております。

２つ目の影響としましては、職員配置への影響でございます。定年延長該当者は、健康面あるいは体力面で現場復帰がなかなか難しい方が一定数いらっしゃると思います。この方々へのポスト、どっちかというと事務的要素の強いポストに配置を配慮していかなければならないというふうに考えておりますので、職員の方あるいは組織の相互にとって有益なポストというものを引き続きしっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　阿部企画総務課長。

○会計管理者兼企画総務課長（阿部奉文君）　議案の審査順位についてのご質問にお答えいたします。

今回の条例改正の根幹の部分でございますが、そちらは定年延長の部分になりますので、最初に議案第５号の定年等に関する一部改正を提案させていただきまして、その上で定年延長に関係する部分の条例改正ということで議案第６号を提案させていただいているものでございますので、この順番で適当だと考えているところでございます。

以上でございます。
○議長（中西秀俊君）　11番阿部加代子議員。
○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。議案第５号について、もう一度お伺いしたいというふうに思います。
消防士さん、救急隊の方々に憧れて働きたいというふうに希望を持っている若い方々の新規採用を減らすことなく、また消防力の低下にならない、現場の若い力を維持しながらベテランの技術力でありますとか、知識であるとか、そういうことを伝達、伝承できるような形で配慮していただきながらの人員配置をお願いしたいと思いますし、またその採用であってほしいというふうに思いますので、その辺の計画、多少人員が増えるかもしれませんけれども、その辺は消防力が落ちないというところで、ぜひ維持をしていただければというふうに思いますので、もう一度お伺いして終わります。
○議長（中西秀俊君）　千葉消防長。
○消防長（千葉典弘君）　ただいまご指摘いただいた観点を尊重しまして、十分配慮してこれから検討してまいりたいというふうに思います。
○議長（中西秀俊君）　ほかに質問ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。
これより議案第５号から議案第７号までの討論及び採決を行います。
まず、議案第５号に対し討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第６号に対し討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第７号に対し討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第14、議案第８号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第８号、財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

本件は、入札執行前に設定いたしました予定価格が2,000万円以上であったことから、地方自治法第96条第１項第８号及び奥州金ケ崎行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この財産の取得につきましては、水沢消防署胆沢分署に配備している水槽付消防ポンプ自動車が平成13年の購入から21年が経過し、経年による不測の事態を招かぬよう、消防力整備計画に基づき更新するものであります。

契約の相手方につきましては、当組合の指名競争入札参加資格者のうち、13者を指名し、去る12月８日に入札を執行しましたところ、株式会社岩手総合商事が落札いたしましたので、契約金額6,325万円で物品売買契約を締結し、取得しようとするものであります。

なお、更新に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う半導体等部品供給の不安定な市場状況の下、通常より納入までの時間を要することが想定されたことから、債務負担行為を設定し、令和４年度内に入札手続を行ったものであります。

以上が本議案の目的、入札経過などであります。何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（中西秀俊君）　ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。この入札の結果、一番後ろの２ページのところの資料を頂いておりますけれども、２回入札が行われて落札となったということでありますけれども、第１回の入札状況でありますけれども、２者が辞退ということになっております。これは、たしか郵送で辞退が送られてきたのだというふうに思いますけれども、本来辞退されるのであれば、先に辞退の届けを出しておくべきではないかというふうに思います。もし入札を行って１者だったり、また金額が合わなかったりとかしたときに、入札の在り方そのものが問われかねないというふうに思っていますので、１回目での辞退ということについてのご見解をお伺いしたいというふうに思います。

あと１回目と２回目の金額でございますけれども、２回目におきまして1,045万円も減とな

っていたり、572万円ほどの減になっていたりとかということでございますので、そもそも予定価格に対してどうだったのかということが問われかねませんので、この辺の予定価格の在り方について、また入札の在り方についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君）　阿部企画総務課長。

○会計管理者兼企画総務課長（阿部奉文君）　阿部議員のご質問にお答えいたします。

現在郵送入札を行っております。それで郵送されてきた入札書に辞退と書かれたものにつきましては、入札参加者として有効なものして取り扱っているところでございまして、備考欄に記載されておりますものにつきましては、事前にファクスや電話等により辞退の連絡があった業者を記載しておるところでございます。

こちらの入札につきましては、通常入札におきましても入札書に辞退と書かれたものにつきましては有効なものとして取り扱っているものでございますので、同様の取扱いということで問題はないというふうに認識しておるところでございます。

あとは、予定価格の部分につきましては、消防本部のほうで回答する形にさせていただきます。

○議長（中西秀俊君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　私のほうから、加えてご答弁申し上げたいと思います。

コロナ禍において、どうしても特殊案件でございますので、県外に事業所等を構える方々を対象として指名させていただいている経緯がございます。そのことから、当組合においては入札の方法について郵送というところの取扱いで今現在進めさせていただいていると。

議員ご指摘のとおり、郵送の段階で辞退というところ、これについては他者の事例からすれば、適当かというところからすれば、当組合としても遺憾なところはございます。ただ、場合によっては、それこそご指摘のとおり１者しか札を入れていただくことなく、成立しないということも当然想定されるものでございますので、郵送で辞退というのは適当だと思っておりませんが、入札自体は効力を持っているものというふうに捉えておるところでございます。

それから、予定価格の点でございますが、これにつきましては当然取組に当たっての設計額を基に進めさせていただいているところであって、実際に札を入れていただいた１回目と２回目の乖離、これもご指摘のとおり、元からすればかなりの乖離があるなというふうには結果として捉まえてございます。

予定価格については適正に設定させていただいた上での取組をさせていただいておりますので、今後ともコロナ禍においては郵送をまずは考えておりますが、いずれ全国的な傾向としてコロナが今度は５類になるという報道もされてございますので、事務局としてはまず今年度内は今まで行ってきたとおり郵送を基本として、新年度においては取扱いを元に戻すというところで考えておりますので、その点についてはご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。
○議長（中西秀俊君）　11番阿部加代子議員。
○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。指名競争入札です、指名してほしいということで登録されている方々ですよね。本来であれば、設計書を出したら、こちらのほうでお願いをしたら見積りを出す。でも、様々なご事情があるので、辞退せざるを得ない場合もあるでしょう。なので、辞退ということがあり得ると思います。しかし、郵送で当日の分も辞退というふうに送ってくるのは、今の段階では有効ですということでしょうけれども、これは半導体等の部品がそろわないかもしれないということで早めの入札を行われているわけですけれども、これが成立しなかった場合、みんなが辞退になった場合、どうするのですか。早めに情報はつかんでおかなければいけないわけですので、辞退されるのであれば先にということも、そして入札を行われるというふうなことが適切ではないかと、組合にとってもそのほうがよいのではないかと思われます。今まではオーケー、大丈夫ですということだったのでしょうけれども、それでは駄目ですよということで厳しく、今後のことを考えたときに入札の在り方については考えておくべきだというふうに思います。これ民間であれば、ではいいですよと、次回の入札はありませんよと言われかねないというふうに思います。やはり信頼関係もありますので、そこは辞退の内容まではお聞きしていないわけですけれども、そこは社会通念上、対応していただければというふうに思いますし、組合のほうもそのくらいの思いで入札１回１回に当たっていただければというふうに思いますので、もう一度お伺いしたいと思います。
また、今度入札制度が岩手県南広域競争入札等に変更するわけですけれども、そのときにおいても、やはりこういうことにならないように、しっかり検討していただければというふうに思いますけれども、この点についてもお伺いします。
それと、予定価格についてですけれども、確かにしっかり見積りを行って、この金額だというのはそのとおりだというふうに思われますけれども、この金額の乖離です。これが適正なものなのかどうかというところもありますけれども、１回目でやめたということではなく、２回入れていただいておりますので、それはそれで値引きができたのだというふうに思いますけれども、予定価格につきましては様々な市場等のことも考えながら行っていただければというふうに思います。もう一度お伺いして終わります。
○議長（中西秀俊君）　千田事務局長。
○事務局長（千田淳一君）　今様々なご指摘をいただいて、それに対する取組姿勢も含めてですが、今後留意していかなければならないというのはそのとおりでございます。
現状の市場調査、伺うところによると、車両関係は全てにおいて、やはり半導体を含めた部材関係、これが調達しにくいということで販売元さんのほうでの苦慮があるというのは十分承知しております。それがために今回債務負担行為を設定して、できるだけ確保するという意味で前倒しの取組を試みているところでございます。とはいえ消防車両については、さ

らにそれに様々な加工をかけると、それから加工に係る部品調達も特殊なもので、それの調達も汎用性ではないところなので、辞退というところ、ここをどう読むかというところからすれば、ぎりぎりまでいろいろ検討いただいた結果ではないのかなというふうにも捉えられるものでございます。

いずれどちらが優位ということではなく、対等に、それは参加される方も含めてですが、対等に参加いただく立場で進めるものというふうに思いますので、今ご指摘いただいたところを留意して今後は取り組ませていただきたいと思います。

また、県南広域さんのほうの取組、まさに今度は広域、ロットを大きくして、それで業者様の取扱いもしやすいようにという観点で取り組ませていただきますので、そこは公共工事に係る、あるいは公共事業に係る入札という観点で不備がないように進めさせていただきます。

予定価格については、適当かどうかというところからすれば、こちらでは資料分析からして適正に設定いただいて、それから業者様のほうでの１回目、２回目の札入れというふうに捉まえてございます。いずれにしても、入札を厳正に取り扱う、対等に取り扱う、公平に取り扱うというところで今後は進めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第15、議案第９号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第９号、財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

本件は、入札執行前に設定いたしました予定価格が2,000万円以上であったことから、地方自治法第96条第１項第８号及び奥州金ケ崎行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この財産の取得につきましては、水沢消防署に配備している高規格救急自動車が平成19年の購入から15年が経過し、経年による不測の事態を招かぬよう、消防力整備計画に基づき更新するものであります。

契約の相手方につきましては、当組合の指名競争入札の参加資格者のうち、４者を指名し、去る12月８日に入札を執行しましたところ、岩手トヨタ自動車株式会社水沢店が落札いたしましたので、契約金額2,618万円で物品売買契約を締結し、取得しようとするものであります。

なお、こちらにつきましても同様に新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う半導体等部品供給の不安定な市場状況の下、通常より納入までの時間を要することが想定されたことから、債務負担行為を設定し、令和４年度内に入札手続を行ったものであります。

以上が本議案の目的、入札経過などであります。何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（中西秀俊君）　ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第16、議案第10号、令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第10号、令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第３号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の２ページ、３ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入においては決算見込みによる分担金の減額、利用者の減少による使用料の減額、ごみ搬入量の見込み増による手数料の増額等、歳出においては制度改正等による職員給与費の増額、入札結果により生じた不用額等による消耗品費、委託料、工事請負費及び備品購入費の減額、原油価格高騰による燃料費及び電気料金の増額等について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億1,021万5,000円を減額し、補正後の予算総額を32億9,467万3,000円とするものであります。

次に、４ページをお開き願います。第２表、債務負担行為補正であります。債務負担行為

補正につきましては、令和５年度に実施する水沢消防署給排水設備更新工事について、10か月程度の工期を要する見込みであり、積雪前に完了する必要があることから、給排水設備更新整備事業を追加し、期間及び限度額を設定するものであります。

次に、５ページ、第３表、地方債補正であります。地方債の補正につきましては、消防施設整備事業債における消防車両更新に係る契約額確定等により、その限度額を変更するものであります。

補正予算の概要につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。９ページ、10ページをお開き願います。最初に、歳入についてでありますが、１款分担金及び負担金、１項分担金は１億2,293万7,000円の減額であります。

２款使用料及び手数料、１項使用料は724万9,000円の減額であります。新型コロナウイルス感染拡大の影響等による休日及び夜間診療所の利用者の減少によるものであります。

２項手数料は1,031万5,000円の増額であります。ごみの搬入量の見込み増によるものであります。

11ページ、12ページをお開き願います。４款財産収入、１項財産売払収入は、不用となった車両の売却等による物品売払収入及び鉄屑売払単価の増等による鉄屑売払収入により828万1,000円の増額であります。

７款諸収入、２項雑入は、派遣職員負担金の決算見込み等により１万5,000円の増額であります。

８款組合債、１項組合債は、消防車両更新に係る入札結果による不用額等により210万円減額するものであります。

９款県支出金、１項県負担金は、岩手県との協定に基づき感染症患者を移送した経費の費用弁償により346万円を増額するものであります。

13ページ、14ページをお開き願います。次に、歳出についてでありますが、２款総務費、１項総務管理費は78万3,000円の減額であります。

３款民生費、１項社会福祉費は、会計年度任用職員の減等により264万2,000円の減額であります。

15ページ、16ページをお開き願います。４款衛生費、１項保健衛生費は、原油価格高騰による火葬場さくらぎ苑の燃料費及び電気料金の増額となる一方で、休日及び夜間診療所運営に係る会計年度任用職員の減等により16万1,000円を減額するものであります。

19ページ、20ページをお開き願います。２項清掃費につきましては、入札結果により生じた不用額等による委託料及び工事請負費等の減額が主な内容で、2,260万1,000円を減額するものであります。

21ページ、22ページをお開き願います。５款消防費、１項消防費は、入札結果により生じた不用額等による委託料及び備品購入費等の減額となる一方で、制度改正等による職員給与費の増額により1,378万6,000円を増額するものであります。

６款公債費、１項公債費は、令和３年度に起こした組合債の借入額及び借入利率確定により104万1,000円を減額するものであります。

23ページ、24ページをお開き願います。７款予備費、１項予備費につきましては、年度末までの不測の事態に備える額を除きまして9,677万3,000円を減額するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第17、議案第11号、令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第11号、令和４年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第２号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出予算においては、入札結果等により生じた不用額及び天日乾燥床汚泥処分量の減等による委託料の減額、原油価格高騰による動力費の増額並びに胆沢ダム管理費の増による負担金の増額について補正しようとするものであります。

また、資本的支出予算においては、入札結果により生じた不用額の減額について補正しようとするものであります。

別冊の補正予算書の１ページをお開き願います。第２条の収益的収入及び支出の補正でありますが、収入につきましては第１款水道用水供給事業収益を５万円増額し、総額６億5,825万1,000円とするものであります。内訳でありますが、第２項営業外収益を５万円増額するものであります。

支出につきましては、第１款水道用水供給事業費用を234万8,000円増額し、総額５億3,131万円とするものであります。内訳でありますが、第１項営業費用を123万円増額し、第２項営業外費用を111万8,000円増額するものであります。

第３条の資本的支出の補正でありますが、第１款資本的支出を1,345万円減額し、総額５億

4,529万6,000円とするものであります。内訳でありますが、第１項建設改良費を1,345万円減額するものであります。

第４条の議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正は、職員の給与費を12万円増額し、2,371万円とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第18、議案第12号、令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第12号、令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算をご説明申し上げます。

別冊予算書の２ページ、３ページをお開き願います。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,507万9,000円に定めようとするものであります。

令和５年度は、衛生事業においては、ごみ焼却施設で令和元年度から余熱を利用し発電している蒸気タービンの整備に係る工事請負費などを計上しております。

消防事業においては、消防力整備計画に基づく水沢消防署の給排水設備更新に係る工事請負費及び消防車両の購入費などを計上しております。

４ページをお開き願います。第２表、地方債であります。消防施設整備事業債は5,990万円を限度に起債するものであります。

それでは、歳入歳出予算の概要につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。８ページ、９ページをお開き願います。歳入の主なものをご説明いたします。１款分担金及び負担金、１項分担金は30億9,549万円であります。

２款使用料及び手数料、１項使用料は4,512万5,000円で、休日及び夜間診療所の診療収入、胆江地区広域火葬場さくらぎ苑の使用料が主なものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。２項手数料は２億2,579万1,000円であります。

３款国庫支出金、１項国庫補助金は４万7,000円で、廃棄物処理施設における放射性物質のモニタリング事業に係る国庫補助金であります。

４款県支出金、１項県負担金は1,000円であります。

５款財産収入、１項財産売払収入は418万円で、粗大ごみの処理等により生じる鉄屑などの売払収入であります。

６款繰越金、１項繰越金は2,130万円であります。

12ページ、13ページをお開き願います。７款諸収入、１項預金利子は1,000円であります。

２項雑入は1,324万4,000円で、岩手県防災航空隊への職員派遣に係る負担金が主なものであります。

８款組合債、１項組合債は5,990万円であります。水沢消防署給排水設備更新工事及び消防車両の購入等に係る消防債であります。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。14ページ、15ページをお開き願います。１款議会費、１項議会費は145万1,000円であります。

16ページ、17ページをお開き願います。２款総務費、１項総務管理費は8,293万9,000円、２項監査委員費は21万7,000円であります。

18ページ、19ページをお開き願います。３款民生費、１項社会福祉費は3,744万6,000円であります。

26ページ、27ページをお開き願います。４款衛生費、１項保健衛生費は１億8,993万3,000円であります。休日及び夜間診療所、広域火葬場さくらぎ苑並びに広域交流センターの運営管理に係る経費が主な内容であります。

34ページ、35ページをお開き願います。２項清掃費は10億7,165万円であります。ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の施設管理に係る経費が主な内容であります。

40ページ、41ページをお開き願います。５款消防費、１項消防費は19億3,439万9,000円であります。内訳といたしましては、常備消防費17億648万9,000円、消防施設費２億2,791万円であります。常備消防費につきましては、消防本部、各消防署及び分署における人件費及び消防業務に係る経費が主な内容であります。また、消防施設費につきましては、水沢消防署庁舎延命化に係る庁舎整備事業及び消防力整備計画に基づく消防車両の購入等に係る経費であります。

６款公債費、１項公債費は１億2,984万4,000円であります。内訳といたしまして、元金が１億2,762万9,000円、利子が221万5,000円であります。

７款予備費、１項予備費は1,720万円で、年度内の不測の事態に備えるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　これより質疑に入ります。

11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。４点ほどお伺いをします。

消防関係を３点お願いしたいと思います。ちょっとページ数がばらばらになりますけれども、順番、すみません、よろしくお願いします。消防関係ですけれども、予算書の39ページに研修会というふうにございますけれども、この中身についてお伺いしたいというふうに思います。それから、ページ戻しますけれども、37ページの車両の賃借料に関しましてお伺いします。それから、３点目ですけれども、ＡＥＤの関係が様々なところに出てきます。17ページ、23ページ、25ページ、27ページ、37ページに出てきますけれども、このＡＥＤについてお伺いしたいというふうに思います。４点目は、15ページの会議録の作成についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、１点目の研修会ですけれども、特にも消防関係、先ほどのご答弁でもいただいたところではありますけれども、パワハラ、セクハラということの防止に努めていただければと思いますけれども、これらの研修についてどのようにされていくのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、37ページの車両借り上げに関しましてですけれども、消防のほうでは救急車でありますとか消防車とか取り扱っておられますけれども、ドライブレコーダーの取付け状況についてお伺いをしたいと思います。また、別の組合、消防本部のほうで車検切れ等のことが話題になって新聞に掲載になっておりましたし、また奥州市のほうでも車検切れのことがございまして、これらの車検切れ等に対しますチェック体制についてどのようにされているのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、ＡＥＤに関しまして、プライベートシートを一般質問させていただきましたけれども、この状況についてどう検討されて、どう対応されるのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、最後４点目ですけれども、会議録の作成のところに関するのかなと思ったのですけれども、ホームページ上に議事録が載っておりますけれども、例えばどの議員がどういう発言をしているかとか、ＡＥＤについてどう発言しているかとか、ちょっと検索ができない、全部読まないと分からないような会議録のホームページ上の載せ方ということになっております。当組合、前は広報紙を出していたのですけれども、広報紙がなくなっております。ホームページのみがこの議会の会議の中身を知る大切な市民への周知の一つでございますけれども、ホームページの在り方について、もう少し議会の会議の内容が地域住民にとって分かりやすいものになるように変更されないのか、改定されないのかお伺いしたいというふうに思います。

以上、４点お願いします。

○議長（中西秀俊君）　志和消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（志和純君）　11番阿部議員のご質問にお答えいたします。

まずは、39ページの研修会の負担金等についてのご質問でしたけれども、ここにある研修会は、各種研修会で負担金を求められるものもございますので、幾つかの研修会で必要となる負担金の積み上げというものになります。

それとは変わりましてハラスメントに関してですけれども、消防本部ではハラスメントのない風通しのよい組織づくりを目指しておりまして、これを実現するためにハラスメント等の防止及び対応に関する指針及び運用要領を定めて、ハラスメントの防止に取り組んでいるところでございます。

具体の対応といたしましては、トップメッセージの発出、相談窓口の設置、あとは職員研修、全体研修とか、アンケートの実施などをやっておりまして、総務省消防庁の助言に基づいてハラスメント防止のためのスキームを構築しているところでございます。研修に関しましては、まさに来週予定してございますし、今後も必要に応じて継続して実施していきたいというふうに考えております。

あとは、ドラレコ、車検に関しては、消防救急課長から答弁いたします。

○議長（中西秀俊君）　小原消防救急課長。

○消防救急課長（小原洋一郎君）　続きまして、お答えさせていただきます。

まず、予算書37ページの車両賃借料についてでございますが、これは例年行っております救助隊の大会等、岩手県大会及び東北大会に例年出場させていただいております。その際に、やはり大勢で移動する必要がございまして、私たち現有している車両では全員を乗せることができないと、そのためにバスを借り上げて移動しているというところがございましたので、県大会及び東北大会のバス移動のところをこの車両代として計上させていただいております。

続きまして、ドライブレコーダーについてでございます。ドライブレコーダーは、現在ポンプ車、救急車等の主に緊急走行する車両につきましては全車両設置してございます。また、車両更新に合わせまして、令和２年度以降につきましては更新する車両については全て設置するということで進めておりますが、それより以前に更新した車両で緊急性がなく、なかなか走らない車両はまだついていないところが若干あるところでございますが、これらにつきましても必要性については十分認識してございますので、適宜設置に向けて取り組みたいと思っているところでございます。

続きまして、車検、点検等の体制でございます。現在消防本部、消防救急課のほうで、うちの消防本部に配備している車両全台の点検、車検の時期、６か月点検、12か月点検ございますが、その全ての点検時期を一覧表にして壁に掲示してございます。そして、それを担当する者も１人に限定するものではなく、係員全員で、最終的には私もチェックに入りますけれども、二重、三重のチェックをもって車検、点検が漏れないようにしていると、それを毎月行っております。先日も、では２月の点検はこの車ですということをチェックしながらやっておりますので、これまでにも車検、点検が漏れたという実情はございません。このよう

なチェック体制を今後も続けたいと考えているところでございます。

次のプライバシーシート、こちらについてでございます。ここにつきましては、救命講習等でプライバシーの配慮、これはもちろん必要なものとして指導を行う職員からお話はさせていただいておりますが、やはりなかなか言葉足らずであったりする場合があるかもしれません。その際にもやはり衣服を脱がせるようなことがなく、まずはボタン１個だけ外すとか、そういうふうなことを配慮しながらやるのだよという説明は差し上げているところでございますが、ただそれでもやはりなかなか難しいところもある。

そして、議員からもご紹介いただいておりましたプライバシーシート等につきましても、いずれこの必要性について、まずプライバシーの配慮というものについて今後も指導会を通じて、もしくは市町の広報紙にご協力いただく、またはＦＭラジオ等の消防で広報している部分もございます。こちらでの広報というのは、これからもさらに力を入れていきたいと。あとさらに、プライバシーシートとしての三角巾というご紹介いただきましたけれども、一義的には設置する方がつけるものという考えもございますけれども、やはりその点につきましても、例えば消防本部の事業として行っております救命サポーターステーション等に配布する等の方法によりまして検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君）　阿部企画総務課長。

○会計管理者兼企画総務課長（阿部奉文君）　会議録作成の部分でございますが、まず当組合では平成31年度以降に組合の広報紙を休止して、ホームページと構成市町の広報紙等を利用して情報提供しているところでございます。令和元年度以降のホームページのアクセス数については、令和元年度の４万4,141件から令和４年度については現在までで大体５万7,000件ほどということで増加しておりまして、地域住民の関心も高いというふうに感じております。

それで、ホームページの中に議会に係る部分の情報提供がちょっと少ないのではないかという部分については、私のほうでもそのとおりだと思っておりますので、議会の状況についての周知方法については、ちょっと今後検討させていただきたいと。

あわせまして、検索システムの導入についても検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（中西秀俊君）　日程第19、議案第13号、令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第13号、令和５年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算をご説明申し上げます。

令和５年度は、これまでの供給状況及び急速ろ過池ろ材入替え工事期間中の供給減を勘案した供給水量による用水供給料金としているほか、水道ビジョン等策定業務委託料、分水施設電磁流量計更新工事費などを計上しております。

別冊の令和５年度予算書の１ページをお開き願います。第２条の業務の予定量でありますが、年間総供給水量356万6,400立方メートル、１日平均供給水量9,744立方メートルの供給を見込んでおります。

予算額ですが、第３条の収益的収入及び支出の予定額については、収入総額は７億1,626万8,000円で、内訳は第１項営業収益５億7,897万1,000円、第２項営業外収益１億3,729万7,000円であります。支出総額は７億8,737万9,000円で、内訳は第１項営業費用６億8,800万9,000円、第２項営業外費用9,437万円、第３項予備費500万円であります。

第４条の資本的支出の予定額については、支出総額３億2,768万4,000円で、内訳は第１項建設改良費2,957万9,000円、第２項企業債償還金２億9,810万5,000円であります。

資本的収支不足額３億2,768万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額268万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金３億2,499万5,000円で補填しようとするものであります。

第５条の一時借入金でありますが、その限度額を１億円とするものであります。

第６条の議会の議決を経なければ流用することができない経費でありますが、職員給与費2,191万2,000円を定めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君）　これより質疑に入ります。

６番千葉和彦議員。

○６番（千葉和彦君）　６番千葉和彦です。予算書の４ページ、キャッシュフロー計算書、令和５年度分あるので、ここからちょっと確認させていただきたいと思います。

令和５年度につきましては、一番上に書いていますけれども、当期純損益の計画、来年度は赤字計画で行うという内容のようでございます。詳しく見ますと、やっぱり減価償却費のほうが倍以上になる、これはしようがないのかなと思うのですが、キャッシュフローの減少額、期末残高が６億7,200万円ほどとなっておりますが、令和４年度当初は９億7,200万円、

ここ約２億円、キャッシュフローが２億円も減少しているという状況のようです。令和５年度に限らず、今後もキャッシュローのほうが減っていくのかどうか。特に経営上、また料金改定も控えているということで、ちょっと気になるものですから、確認させていただきたいと思います。

○議長（中西秀俊君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　それでは、お答えいたします。

今議員ご指摘のとおり、令和５年度のキャッシュフロー計算書でお示ししているとおり、減少については全体を見れば、５年度についての見込みとしては純損失という計上とさせていただいております。そのため、キャッシュフローについても、このような中身になっております。これについては、昨年８月に事業規模、供給規模を決定する際に、令和42年度までの長期見通しを立たせていただいて、その説明をさせていただいておりますが、こちらとしての料金改定をするまでの間の、あるいは料金改定後の見込みも含めて、年によっては純損失となる会計があるということを含めて見通しを立てさせていただいております。

その説明時との金額、今回新年度予算で示した金額からすれば、そこでも純損失の中から少し上回ってございますが、今後の経営環境からすれば、公営企業会計でございますので、通常の民間の企業会計からすれば純損失であれば株主様とか様々なところに影響するという内容でございますけれども、公営企業においては端的に言えば純損失があっても賄えれば成り立つというところが会計上ございますので、それからすれば今回の新年度については純損失についても見込みのとおりというところで、まずは捉えてございます。

ですので、昨年ご説明した長期見通し、これに大きく変動するような損失額が計上されるような場合においては、当然経営環境が大きく変わるという見通しになりますので、そのような事態になるときは経営の先を見た、端的に言えば減損の兆候が確認されれば、その兆候を認識した上で検討するというのが、必ずその時点では入ると思います。単年度でいえば、当然長期見通しの上で純損失があるということを織り込んで今後進めてまいります。ですので、令和５年度においても多少ご説明したときよりも純損失の金額は増えておりますが、全体から見て経営環境に大きく影響するということはないというふうに捉まえてございます。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和５年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。一同ご起立願います。大変ご苦労さまでした。

午後２時04分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

令和５年２月３日

奥州金ケ崎行政事務組合議会

議　長　　中　西　　秀　俊

７　番　　高　橋　　浩

８　番　　千　葉　　康　弘